

令和 8 年 度

市立札幌病院歯科臨床研修プログラム



市立札幌病院歯科レジデント教育委員会

目 次

- I プログラムの目標と特徴
- II プログラム責任者と病院概要
- III 募集要領等
- IV 研修プログラムの管理体制及び指導体制
- V 研修医の評価
- VI プログラム修了の認定
- VII 研修医の身分・処遇
- VIII 病院見学

(参考) 市立札幌病院歯科臨床研修要綱

I プログラムの目標と特徴

当院は札幌市の基幹病院としての使命を果たすために、高度先進医療の推進、救急医療の充実、医師および医療技術者の教育、臨床的医学研究などを行っており、歯科研修医についても、卒後臨床研修の義務化に従い診療に関する知識および技能を実地訓練し、医学の進歩に対応して自らの診療能力を開発し得る基礎を養うとともに、医の倫理を体得し歯科医師としての資質の向上を図ることを目標としております。

当院では口腔外科として抜歯から口腔がんの手術まで行っており、全身麻酔で手術が必要な口腔外科疾患に対応したり、開業医では対応困難な合併疾患を有する患者の抜歯なども行っています。臨床研修も口腔外科疾患を多く体験できるという特殊性を活かして、これから歯科医師としてやっていくうえで最も大切な医療面接、診察、診断というプロセスを重視しています。治療方針を立てる際に合併症の評価が必要となることも多く、院内他科や院外の医療機関と連携し患者の状態を評価し、安全に歯科医療を行うための方法も習得していただきます。

当院の臨床研修は、歯科だけで行うのではなく病院全体で行うという理念・伝統に基づいています。歯科研修医は医科研修医と同じ臨床研修センターに属し、多くの院内講習会や研修医対象のセミナーに参加することで歯科以外の幅広い医学的知識を習得できるのも当院での研修の特徴のひとつです。医科の研修医との横のつながりは大きな財産になります。

基 本 理 念

市立札幌病院はすべての患者さんに対しその人格・信条を尊重し、つねに“やさしさ”をもって診療に専心する。

運 営 方 針

- ① 患者さんの人格を尊重し、患者さんに信頼される医療を行います。
- ② 地域医療支援病院として、地域医療の充実・発展に貢献します。
- ③ 高度急性期・急性期医療を担い、安全で質の高い医療を提供します。
- ④ 自治体病院として他の医療機関では対応が困難な政策医療を提供します。
- ⑤ 医療技術の向上を図り、優れた医療従事者を育成します。
- ⑥ 全職員が連携し、信頼しあう、明るく誇りの持てる「チーム市立札幌病院」をつくります。
- ⑦ 公営企業として健全な財政運営を図ります。

病院長 田中 博

Ⅱ プログラム責任者と病院概要

1 プログラム責任者

歯科口腔外科部長 小野 貢伸（北海道大学歯学部昭和 62 年卒）

2 病院概要

(1) 当院の沿革と環境

明治 2 年、島判官が札幌元村に仮病院を建設、同 4 年病院新築と同時に官立札幌病院となる。その後庁立札幌病院、公立札幌病院を経て、大正 11 年市制が布かれ市立札幌病院となる。特徴としては、平成 7 年 10 月に新築移転し、最新医療機器を備え、札幌市はもとより、北海道の基幹病院としての役割を担う政令指定都市札幌市が運営する唯一の総合病院である。平成 11 年に創立 130 周年を迎え、記念式典を行った。

当院は、JR 桑園駅の北側に位置し、札幌市中心部から極めて便利な所にある。当院の北側は北大農場に面し、環境的にも申し分がない。地上 10 階建の病棟からは、札幌市を一望できるとともに、西に手稲連峰、藻岩山等々四季の美しい景観を眺めることができる。

また、高度医療の推進及び教育病院としての研修、研究体制の充実を図るとともに、地域医療室の設置により地域と連携した医療の拡充を行っている。病院ボランティアの導入をはじめ、手話通訳者の配置など、やさしさを基本にした快適な療養環境が整っている。当院の屋上には、道央圏の救命救急センターの使命を果たすべく、ヘリポートも設置され、診療圏は札幌市内はもとより、全道に及んでおり、したがって、あらゆる疾患患者を診療しているというのが、当院の特徴といえる。

(2) 診療科

【内科系】

呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、リウマチ・免疫内科、血液内科、精神科、脳神経内科、小児科、新生児内科、感染症内科、放射線治療科、放射線診断科、緩和ケア内科、病理診断科

【外科系】

外科、乳腺外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、腎臓移植外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科・甲状腺外科、リハビリテーション科、麻酔科、歯科口腔外科、救命救急センター

(3) 病床数及び外来・入院患者数

病床数（令和6年度）	6 7 2 床
年間外来患者数（令和6年度）	10, 085 人
年間入院患者数（令和6年度）	936 人

(4) 歯科医師一覧

（令和7年4月1日現在）

診療科	氏名	職名	臨床 経験 年数	資格等
歯科口腔外科	小野 貢伸	部長	37 年	歯科医師臨床研修指導 科医、日本口腔外科学会専 門 医 ・ 指 導 医 、 がん治療認定医機構がん 治療認定医（歯科口腔外 科）、日本口腔腫瘍学会 口腔がん暫定指導医、日本 摂食嚥下リハビリテーシ ョン学会認定士
歯科口腔外科	箭原 元基	副医長	17 年	日本口腔外科学会認定医、 日本口腔科学会認定医
歯科口腔外科	山口 響子	副医長	13 年	日本口腔外科学会認定医
歯科口腔外科	高橋 秀佳	非常勤嘱託医	9 年	日本口腔外科学会認定医
歯科口腔外科	金澤 香	非常勤嘱託医	25 年	日本歯科麻酔学会認定 医・専門医、日本口腔外科 学会認定医、日本顎関節学 会専門医
歯科口腔外科	川邊 功弥	歯科医師	3 年	

Ⅲ 募集要領等

1 定 員

令和8年度は、1名の予定です。

2 研修期間

1年間（令和8年4月1日～令和9年3月31日）

3 募集要領

当院ホームページに、応募資格、募集人数、応募手続等を記載した募集要領を公表し、その内容に基づいて募集いたします。選考方法は、応募者の提出願書、面接（場合により小論文又は筆記試験）により行い、歯科医師臨床研修マッチング協議会の実施するマッチングにより採用者を決定いたします。

4 研修内容

【研修プログラムの特色】

歯科臨床研修はプライマリ・ケアに要求される知識、技能及び態度の修得を含む幅広い能力を持ち、全人的に患者を診療し得る医師の養成を目指している。

【到達目標】

A. 歯科医師としての基本的価値観

1. 社会的使命と公衆衛生への寄与

社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める。

2. 利他的な態度

患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先するとともに QOL に配慮し患者の価値観や自己決定権 を尊重する。

3. 人間性の尊重

患者や家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心を持って接する。

4. 自らを高める姿勢

自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める。

B. 資質・能力

1. 医学・医療における倫理性

診療、研究、教育に関する倫理的な問題を認識し、適切に行動する。

2. 歯科医療の質と安全の管理

患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する。

3. 医学知識と問題対応能力

最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題について、科学的根拠に経験を加味して解決を図る。

4. 診療技能と患者ケア

臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・移行に配慮した診療を行う。

5. コミュニケーション能力

患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係性を築く。

6. チーム医療の実践

医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る。

7. 社会における歯科医療の実践

医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ各種医療制度・システムを理解し、地域社会に貢献する。

8. 科学的探究

医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する。

9. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

医療の質の向上のために省察し、他の歯科医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。

【到達目標と修了判定の基準】

C. 基本的診療業務

1. 基本的診療能力等

到達目標	研修内容	必要な症例数	指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準
(1) 基本的診察・検査・診断・診療計画					
① 患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する。	医療面接	20症例	上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医は上級歯科医・指導歯科医の指導の下、診察を行う（患者配当型）	①～⑥についてすべてを経験した場合に1症例として数える。	20例以上を経験していることが必要
② 全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。	初診時診察				
③ 診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。	臨床検査				
④ 病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。	診断				
⑤ 診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な一口腔単位の診療計画を検討し、立案する。	治療計画の立案				
⑥ 必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。	インフォームドコンセント				
到達目標	研修内容	必要な症例数	指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準
(2) 基本的臨床技能等					
① 歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。	口腔衛生指導	5症例	上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医は上級歯科医・指導歯科医の指導の下、治療を行う（患者配当型）	①～⑤は、各項目を経験した場合にそれぞれ1症例とする ⑥は講演会あるいはe-learningに1回参加したら1症例とする	①②④⑤⑥は各項目の必要症例数を経験していること
② 一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する。 a. 歯の硬組織疾患 b. 歯髄疾患 c. 歯周病 d. 口腔外科疾患 e. 歯質と歯の欠損 f. 口腔機能の発達不全、口腔機能の低下	歯科治療および管理	a. 2症例 b. 2症例 c. 2症例 d. 10症例 e. 2症例 f. 2症例			
③ 基本的な応急処置を実践する。	応急処置				
④ 歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。	バイタルサインの観察	5症例			
⑤ 診療に関する記録や文書（診療録、処方せん、歯科技工指示書等）を作成する。	診療録、医療文書の作成	20症例			
⑥ 医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する。	講演会あるいはe-learningへの参加	1症例			

到達目標	研修内容	必要な症 例数	指導体制	症例数の 数え方	修了判定の 評価基準
(3) 患者管理			上級歯科医・ 指導歯科医が 研修歯科医に 患者を配当し、 研修歯科医は 上級歯科医・ 指導歯科医の 指導の下、治 療を行う（患 者配当型）	①②③⑤は、各項目を経験した場合にそれぞれ1症例とする ④は研修会に1回参加したら1症例とする	各項目の必要症例数を 経験していること
① 歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する。	初診を担当した患者についてカンファレンスで発表	10症例			
② 患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する。	診療情報提供の依頼書の作成、院内コンサルテーション	3症例			
③ 全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。	モニタリングしながらの診療の介助	5症例			
④ 歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する。	研修会への参加	1症例			
⑤ 入院患者に対し、患者の状態に応じた基本的な術前・術後管理及び療養上の管理を実践する。	入院手術患者の管理	10症例			
到達目標	研修内容	必要な症 例数	指導体制	症例数の 数え方	修了判定の 評価基準
(4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供			上級歯科医・ 指導歯科医が 研修歯科医に 患者を配当し、 研修歯科医は 上級歯科医・ 指導歯科医の 指導の下、治 療を行う（患 者配当型）	各項目を経験した場合にそれぞれ1症例とする	③の必要症例数を 経験していること
① 妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する。	担当となった患者に対する治療				
② 各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。	担当となった患者に対する治療				
③ 障害を有する患者への対応を実践する。	担当となった患者に対する治療	3症例			

2. 歯科医療に関連する連携と制度の理解等

到達目標	研修内容	必要な症例数／対応	指導体制	修了判定の評価基準
(1) 歯科専門職の連携				
① 歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る。	担当患者の連携	10症例	上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医は上級歯科医・指導歯科医の指導の下、治療を行う（患者配当型）	①は必要症例数を経験していること ③のレポートは指導医が100点満点で評価を行い、60点以上を合格とする
② 歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る。	担当患者の技工物作成指示			
③ 多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。	多職種カンファランスに参加	レポート提出		
到達目標	研修内容	必要な症例数	指導体制	修了判定の評価基準
(2) 多職種連携、地域医療				
① 地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。	文献による学習	レポート提出	研修歯科医を担当する上級歯科医・指導医を決め、レポート作成の際のサポートを行う	レポートは指導医が100点満点で評価を行い、60点以上を合格とする
② 地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。				
③ がん患者等の周術期等口腔機能管理において、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、多職種によるチーム医療に参加し、基本的な口腔機能管理を経験する。	周術期患者の口腔機能管理	20症例	上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医は上級歯科医・指導歯科医の指導の下、治療を行う（患者配当型）	必要症例数を経験していること
④ 歯科専門職が関与する多職種チーム（例えば栄養サポートチーム、摂食嚥下リハビリテーションチーム、口腔ケアチーム等）について、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、チーム医療に参加し、関係者と連携する。	チームカンファランスに参加	5 症例	上級医とともにカンファランスに参加する	1 回の参加で 1 症例とする 必要症例数を経験していること
到達目標	研修内容	対応	指導体制	修了判定の評価基準
(3) 地域保健				
① 地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する。	文献による学習	レポート提出	研修歯科医を担当する上級歯科医・指導医を決め、レポート作成の際のサポートを行う	レポートは指導医が100点満点で評価を行い、60点以上を合格とする
② 保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。				
到達目標	研修内容	対応	指導体制	修了判定の評価基準
(4) 歯科医療提供に関連する制度の理解				
① 医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。	文献による学習	レポート提出	研修歯科医を担当する上級歯科医・指導医を決め、レポート作成の際のサポートを行う	レポートは指導医が100点満点で評価を行い、60点以上を合格とする
② 医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する。				
③ 介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する。				

IV 研修プログラムの管理体制及び指導体制

当院には歯科レジデント教育委員会を設置しており、レジデントの選考、研修計画、研修状況について審議、検討を行っております。

上級歯科医師及び指導医が、レジデントの指導にあたり、研修終了判定項目の評価、必要症例数の管理を行い、評価表の作成を行います。

（上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医は上級歯科医・指導歯科医の指導の下、治療を行います。）

V 研修医の評価

研修実施責任者は、所属研修期間の研修・指導内容に対する研修医の研修評価報告書を作成し、歯科レジデント教育委員会に提出いたします。

歯科レジデント教育委員会は随時それらを点検し、臨床研修の到達目標（厚生労働省）が達成できるよう助言、指導するとともに、指導医による個別のカウンセリング窓口を設置し、研修医のメンタルヘルスについて、迅速なフォローを行います。

なお、修了判定を行う項目は、必要症例数・レポートの提出であり、修了判定を行う基準は、必要症例数を経験していること・レポートの合格点数（100 点満点で 60 点以上）を満たしていることとなります。

VI プログラム修了の認定

各研修医から到達目標が達成されたことを自己申告された歯科レジデント教育委員会は、これを審議し、その結果を院長に答申し、修了の認定を行います。認定された研修医には、本プログラムを修了したことを記した「臨床研修修了証」が授与されます。

VII 研修医の身分・処遇

※制度改正により身分、報酬等が変更となる場合があります。

1 身分

会計年度任用職員（常勤）

2 勤務時間

8 時 45 分～17 時 15 分（このうち 12 時 15 分～13 時 00 分が休憩時間）

日当直勤務は基本的にありません

3 休日

日曜日・土曜日・祝日、12月29日～1月3日

4 休暇

項目	日数
年次休暇	10日
夏季休暇	5日
病気休暇	60日

※その他各種特別休暇あり

5 給与

項目	額
給料	314,100円／月
地域手当	給料の16%
通勤手当	運賃等相当額
期末勤勉手当（令和6年度実績）	夏0.82月、冬2.25月程度
時間外勤務手当等	実績に応じた金額

※ 給料等は当月21日払、時間外勤務手当等は翌月21日払となります。

6 その他

- ・ 研修医室あり
- ・ 学会、研究会等への参加あり（費用負担は、個別に検討）
- ・ 宿舎あり（女性限定。看護師宿舎の一部を使用）
- ・ 各種社会保険適用
 - 健康保険：健保
 - 年金保険：厚生年金
 - 労災保険：適用あり
 - 雇用保険：あり（6か月経過後喪失）
- ・ 定期健康診断：有（B・C型肝炎検査年1回）
- ・ 医師賠償責任保険：病院として加入

VIII 病院見学

【見学のお申し込み及びお問い合わせ先】

当院のホームページ上で見学申込書をダウンロードし、下記の送信用アドレスに送信してください。

● 当院ホームページアドレス：<http://www.city.sapporo.jp/hospital/>

● 送信用アドレス E-mail：ho.kanri@city.sapporo.jp

市立札幌病院歯科臨床研修要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市立札幌病院における歯科臨床研修及び歯科臨床研修医（以下「レジデント」という。）に関して必要なことを定めることを目的とする。

（教育責任者）

第2条 市立札幌病院における歯科臨床研修教育責任者（プログラム責任者）は、歯科口腔外科部長とする。

（臨床研修）

第3条 市立札幌病院における歯科臨床研修は、市立札幌病院歯科臨床研修プログラムに基づいて行う。

（歯科レジデント教育委員会）

第4条 市立札幌病院歯科臨床研修の円滑な運営を図る目的で、院長の諮問機関として歯科レジデント教育委員会を設置する。

2 歯科レジデント教育委員会は、市立札幌病院臨床研修プログラムの運営及び評価、研修目標、研修計画、指導体制、レジデントの選考、レジデントの修了判定の評価・認定、レジデントの身分に関する事項及びその他レジデントに関する事項について協議を行い、その結果を歯科口腔外科部長に文書で報告し、歯科口腔外科部長が決定する。この場合、重要事項は、文書で各診療科へ通知するものとする。

3 委員会のメンバーは、歯科口腔外科部長が指名する。

4 委員会には委員長をおき、委員長は委員の中から歯科口腔外科部長が指名する。

5 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員会は、委員の過半数以上（委任状による出席を含む。）の出席により成立する。

6 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を、臨時に委員として委員会に出席させることができる。

7 委員会の庶務は、総務課職員係において行う。

（レジデントの教育）

第5条 レジデントは、市立札幌病院の医療業務に従事し、専門的医療を修得するための教育を受ける。

(定員)

第 6 条 レジデントの定員は、毎年度、予算の範囲において定めるものとする。

(提出書類)

第 7 条 レジデントの応募に当たって、札幌市病院企業会計年度任用職員の任用に関する要綱に関わらず、以下の書類を提出させるものとする。

(1) 採用選考申込書

(2) 履歴書

(3) 歯科医師免許証書(写)又は大学卒業(見込)証明書

(選考方法)

第 8 条 レジデントの選考は、応募者の提出書類と面接によって、これを行う。ただし、面接に代えて小論文又は筆記試験によることができる。

(身分等)

第 9 条 レジデントは会計年度任用職員とし、レジデント 1 年目の者のアルバイトについては禁止とする。

(勤務年限)

第 10 条 レジデントの勤務年限は 4 年以内とし、1 年ごとに更新するものとする。ただし、歯科レジデント教育委員会において、特別の事情により更に 1 年間勤務を延長することが適当と認められた場合は、歯科口腔外科部長と協議のうえ、更に 1 年間勤務を延長することができる。

(教育方法)

第 11 条 レジデントの教育方法については、厚生労働省歯科医師臨床研修の到達目標に基づき、それぞれ教育するものとする。

2 レジデント 2 年目以降の者の教育方法については、独自の計画により教育する。ただし、歯科口腔外科部長が必要と認める場合は、独自の計画により厚生労働省歯科医師臨床研修の到達目標を達成できる範囲で相当の学識経験を得ることを基準として教育することができる。

(専門教育等)

第 12 条 専門教育、特に後期研修においては、認定医及び専門医の資格を取得するように配慮し、歯科口腔外科部長の責任において行うものとする。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は歯科口腔外科部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 27 日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。